

京都市告示第 625号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

令和6年2月22日

京都市長 門川大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市向島市営住宅及び 京都市際目市営住宅	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号 株式会社東急コミュニティー	令和6年4月1 日から令和10 年3月31日ま で
京都市交流促進・まちづ くりプラザ	東京都渋谷区神宮前一丁目3番12号 株式会社ボーネルンド	令和6年4月1 日から令和10 年3月31日ま で

(都市計画局都市企画部都市総務課)